平成２９年　第３回教育委員会　会議録

日　　時	平成２９年２月２４日（金）　午後２時～午後２時４５分
場　　所	向日市役所　大会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹、学校教育課主幹、学校教育課主幹、中央公民館長、図書館長、教育総務課主査
議　　題	議案第２号「向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について」 議案第３号「向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について」 議案第４号「平成２９年度向日市の教育について」 議案第５号　「府費負担教職員人事の内申について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第２回会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 議案第２号「向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	―　議案第２号提案説明　― 本案は、市民にとって、身近でより利用しやすい図書館及び文化資料館を目指し、開館日を増やし、市民サービスの向上を図ることを目的として改正するものである。 改正の内容は、月曜日が祝日・休日の場合を除き、従来の祝日・休日開館の振替休館についても開館するものである。年末についても開館日を増やすほか、資料整理日を毎月月末から毎月１日に変更する。その他文言修正を行ったものである。 このことにより、平成２９年度は、開館日が１４日間増加する。 この規則は、平成２９年４月１日から施行することとしている。
教育長	議案第２号の採決を行う。

	（全員挙手）
教育長	議案第２号は承認された。
教育長	次に、議案第３号「向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について」を上程する。
事務局	―　議案第３号提案説明　― 本案は、向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の改正に伴い、図書館・文化資料館に勤務する職員の休日の特例を改正するものである。 その他、文言の修正を行った。 【質疑等】
委員	「祝日法による休日の代替日の指定については、勤務条件の特殊性により館長が職員ごとに定める日とする」とあるが、館長が強権的に行うわけではないか念のため確認したい。
事務局	強権的に行うわけではない。職員の勤務のバランス等を鑑みて、職員了解のうえで実施する。
教育長	議案第３号の採決を行う。 （全員挙手）
教育長	議案第３号は承認された。
教育長	次に、議案第４号「平成２９年度向日市の教育について」を上程する。
事務局	―　議案第４号提案説明　― 本案は、平成２９年度に取り組むべき方向性を示した「平成２９年度向日市の教育（指導の重点）」を策定するものである。 まず表紙については、本市の教育の状況がわかるよう、平成２８年度の取り組みの中から写真を選定し、掲載をした。写真の枚数については、学校教育と社会教育のバランス、小中学校のバランスを考慮した。 学校教育指導の重点については、前回の教育委員会で協議を行ったところであるが、検討としていた、「職場体験活動」の文言については、生徒指導の充実の項目から、キャリア教育の充実の特に配慮すべき事項に移行を

	した。 　社会教育指導の重点については、人権教育の推進の項目で『「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、』を追記した。 　向日市教育委員会組織図について、図書館、文化資料館の開館時間、休館日等を、議案第２号の改正にあわせて、改正した。 　また、下段の「教育相談はこちらへ」について、語尾を統一するために文言を修正している。 　裏表紙の各史跡の説明については、各古墳が昨年３月に国の史跡に指定され、石碑を建てたため、写真を一部変更したところである。 【質疑等】
委員	写真の肖像権は問題ないか。
事務局	全て許可を得ているものを掲載している。
委員	表紙の写真について、どれも素晴らしい写真だが、写真の内容がわかりやすい注釈等を加えることはできないか。
事務局	大幅改定の際に、見やすくするために字数を減らした経緯がある。 　次年度の検討とさせていただく。
教育長	議案第４号の採決を行う。 （全員挙手）
教育長	議案第４号は承認された。 　次に、議案第５号　「府費負担教職員人事の内申について」を上程する。 　この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第１４条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 （全員挙手）
教育長	全員挙手により秘密会とする。 （以下秘密会）
教育長	議案第５号　「府費負担教職員人事の内申について」の採決を行う。

	（全員挙手）
教育長	議案第５号は承認された。
教育長	秘密会を解く。
	（以上秘密会）
教育長	閉会宣言

向日市教育委員会議案第２号

向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について

向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和３１年教育委員会規則第４号）第２条第２号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成２９年２月２４日提出

向日市教育委員会
教育長　永野　憲男

教育委員会規則第　　号　　向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則

〔図書館・文化資料館〕

１　改正の趣旨

市民にとって、身近で、より利用しやすい図書館及び文化資料館を目指し、開館日を増やし、市民サービスの向上を図るものです。

２　改正の内容

(1) 従来の祝日・休日開館の振替休館日を開館（月曜日が祝日・休日の場合を除く。）

(2) 年末についても開館日を増やすほか、資料整理日を毎月月末から毎月１日に変更

(3) その他文言修正

３　施行期日　　平成２９年４月１日

教育委員会規則第　号

向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の一部を改正する規則

（向日市立図書館管理運営規則の一部改正）

第１条　向日市立図書館管理運営規則（昭和５９年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「休館日を変更し、又は臨時に休館」を「臨時に休館又は開館」に、同条第２号中「国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日」を「休日」に改め、同条第３号を削り、同条第４号中「毎月末日」を「毎月１日」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号中「２７日」を「２８日」に改め、同号を同条第４号とし、同条第６号を同条第５号とする。

（向日市文化資料館管理運営規則の一部改正）

第２条　向日市文化資料館管理運営規則（昭和５９年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「休館日を変更し、又は臨時に休館」を「臨時に休館又は開館」に、同条第２号中「国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日」を「休日」に改め、同条第３号を削り、同条第４号中「毎月末日」を「毎月１日」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号中「２７日」を「２８日」に改め、同号を同条第４号とし、同条第６号を同条第５号とする。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

〈参　考〉

向日市立図書館管理運営規則の一部改正（第１条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（休館日） 第８条　図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、臨時に休館又は開館することができる。 (1)　　略 (2)　月曜日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日 (3)　資料整理日（毎月１日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たる日でない日） (4)　１２月２８日から翌年の１月４日まで (5)　特別整理期間（年間１０日以内）	（休館日） 第８条　図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)　　略 (2)　月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、その日の直後の休日でない日 (3)　休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、休日、前２号に規定する日又はこの号の規定により他の日の休日の翌日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日、前２号に規定する日及びこの号の規定により他の日の休日の翌日とされる日でない日とする。 (4)　資料整理日（毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たる日でない日） (5)　１２月２７日から翌年の１月４日まで (6)　特別整理期間（年間１０日以内）

向日市文化資料館管理運営規則の一部改正（第２条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（休館日） 第８条　文化資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、臨時に休館又は開館することができる。 (1)　　略 (2)　月曜日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日 (3)　資料整理日（毎月１日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たる日でない日） (4)　１２月２８日から翌年の１月４日まで (5)　展示準備期間	（休館日） 第８条　文化資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)　　略 (2)　月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、その日の直後の休日でない日 (3)　休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、休日、前２号に規定する日又はこの号の規定により他の日の休日の翌日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日、前２号に規定する日及びこの号の規定により他の日の休日の翌日とされる日でない日とする。 (4)　資料整理日（毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たる日でない日） (5)　１２月２７日から翌年の１月４日まで (6)　展示準備期間

向日市教育委員会議案第３号

向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について、教育長に対する事務委任規則（昭和３１年教育委員会規則第４号）第２条第２号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成２９年２月２４日提出

向日市教育委員会
教育長　永野　憲男

教育委員会訓令第　　号　向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

〔教育部図書館〕

１　改正の趣旨

向日市立図書館管理運営規則及び向日市文化資料館管理運営規則の改正に伴い、図書館・文化資料館に勤務する職員の休日の特例を改正するものです。

２　改正の内容

従来の祝日・休日開館の振替休館日について開館とするため、職員の休日の取り扱いについて改正するものです。

その他、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」にあわせて文言の修正を行っています。

３　施行期日　　平成２９年４月１日

教育委員会訓令第　号

向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（昭和５９年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「祝日法に規定する」を「祝日法による」に改める。

第３条第１項を次のように改める。

第３条　祝日法による休日の代替日の指定については、勤務条件の特殊性により館長が職員ごとに定める日とする。

第３条第２項を削る。

附　則

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

〈参　考〉

向日市立図書館及び向日市文化資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

新　旧　対　照　表

改正	現行
（週休日） 第２条　職員の週休日は、職員の勤務条件の特殊性により、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による　　休日」という。）に当たるときは、その翌日）並びに４週間ごとの期間のうちいずれか２の日曜日及び２の土曜日で館長が職員ごとに定める日とする。	（週休日） 第２条　職員の週休日は、職員の勤務条件の特殊性により、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法に規定する休日」という。）に当たるときは、その翌日）並びに４週間ごとの期間のうちいずれか２の日曜日及び２の土曜日で館長が職員ごとに定める日とする。
（休日の特例） 第３条　祝日法による休日の代替日の指定については、勤務条件の特殊性により館長が職員ごとに定める日とする。	（休日の特例） 第３条　祝日法に規定する休日の翌日を職員の休日とする。ただし、祝日法に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌々日を、金曜日又は土曜日に当たるときは、次の火曜日を職員の休日とする。
	２　勤務条件の特殊性により前項の規定により難いときは、館長が別に定める。

向日市教育委員会議案第４号

平成２９年度向日市の教育について

平成２９年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和３１年教育委員会規則第４号）第２条第１号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成２９年２月２４日提出

向日市教育委員会
教育長　永野　憲男

平成29年度

向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

向日市教育委員会

平成 29 年度　指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、２１世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- **あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション**（コミュニケーション能力の育成）
- **本が好きな子どもをはぐくむ読書活動**（読書活動の充実）
- **ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習**（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- **身近な環境から主体的に考える環境教育**（環境教育の推進）
- **学校、家庭、地域社会がともに進める食育**（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸長し、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、２１世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力	基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
豊かな人間性	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など
健康や体力	たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の向上と個性を伸ばす教育の推進	１　学習指導の充実 ２　特別支援教育の充実 ３　キャリア教育の充実 ４　現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 ５　校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	１　道徳教育の充実 ２　人権教育の推進 ３　生徒指導の充実 ４　芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	１　体力・運動能力の向上 ２　健やかな身体の育成 ３　食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	１　開かれた学校づくりの推進 ２　学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	１　教職員研修の充実 ２　教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	１　学校における安心・安全の確保

学力の向上と個性を伸ばす教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

1　学習指導の充実

(1)　本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及

(2)　学力向上プログラムに基づく学習指導の改善・充実

(3)　「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着

(4)　基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成

(5)　家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立

(6)　総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実

(7)　学校図書館機能の充実と読書活動の充実

(8)　グローバル化に対応できる人材の育成

(9)　本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

特に配慮すべき事項

(3) ・「中 1 振り返り集中学習」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
・音読や古典に関する学習活動を重視
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実

(4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視
・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視

(6) ・『大発見向日市』『文化遺産ＤＶＤ』の活用
・市内各施設・史跡等の活用
・地域人材の活用

(7) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携

(8) ・ＡＬＴ（外国語指導助手）の積極的な活用
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2　特別支援教育の充実

(1)　特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実

(2)　個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用

(3)　特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発

(1) ・授業のユニバーサルデザイン化（※）
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用

(2) ・コーディネーター連絡会議の充実

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

3　キャリア教育の充実

(1)　キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

(2)　主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

(1) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の時間

4　現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

(1)　国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成

(2)　ＩＣＴ機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成

(3)　持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

(1) ・新聞の活用

(2) ・デジタル教科書の効果的な活用
・情報モラル教育の充実

(3) ・地域や関係機関との連携

５　校種間連携の強化

(1)　小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実

(2)　幼稚園・保育所と小学校の連携強化

(3)　各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実

(1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実

(2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施

豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

１　道徳教育の充実

特に配慮すべき事項

(1)　道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実

(2)　子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実

(3)　社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実

(4)　家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり

(2) ・『道徳教育の進め方　京都式ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実

(4) ・あいさつ運動の推進

２　人権教育の推進

(1)　「京都府人権教育・啓発推進計画(第２次)」及び「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進

(2)　同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実

(3)　公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発

(2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・京都府人権関係資料等の積極的な活用

３　生徒指導の充実

(1)　生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実

(2)　児童生徒の規範意識の醸成

(3)　異年齢交流活動など「自己有用感」を育てる取組の充実

(2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
・「法やルールに関する教育」の推進

４　芸術・文化活動の充実

(1)　地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実

(2)　芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施

(1)(2)
・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

健やかな身体の育成と体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

１　体力・運動能力の向上

(1)　「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実

(2)　中学校部活動の活性化

(3)　外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

(1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用

(2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

２　健やかな身体の育成

(1)　家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実

(2)　生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実

(3)　系統的・総合的な性に関する指導の充実

(4)　専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

(1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進

(2) ・「生命（いのち）のがん教育授業」の活用

３　食育の推進

(1)　学校教育活動全体を通じた食育の推進

(2)　地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

(1)(2)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実

家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

１　開かれた学校づくりの推進

(1)　家庭・地域社会への積極的な情報発信

(2)　家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進

(3)　あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

(2) ・学校支援地域本部事業の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

(3) ・あいさつ運動の推進

２　学校改善に生かす学校評価の充実

(1)　学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信

(2)　学校目標達成のためのＰＤＣＡサイクルの確立

(1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

１　教職員研修の充実

(1)　教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実

(2)　各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実

(3)　教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実

(4)　体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

(1)(3)
- 子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
- 全教職員対象の研修会の実施

(4)
- 『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

２　教職員評価の実施

(1)　教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

１　学校における安心・安全の確保

(1)　不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実

(2)　向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底

(3)　危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実

(4)　自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底

(5)　防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底

(6)　ＰＴＡ、地域社会との連携、登下校など学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

(1)
- 教育相談事業等の効果的な活用
  - 巡回・来所・電話相談
  - 適応指導教室
  - スクールソーシャルワーカー
  - 心の相談サポーター
  - スクールカウンセラー
  - まなび・生活アドバイザー
  - 心の居場所サポーター

(2)
- いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
- 定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
- 児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進

(4)
- 自転車運転免許教室等の実施

(5)
- 学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
- 京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備･充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）」及び「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	１　生涯学習の振興 ２　社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	１　家庭の教育力の向上 ２　地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	１　人権教育の推進
スポーツの振興	１　スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	１　文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

１　生涯学習の振興

(1)　生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援

(2)　生涯学習・社会教育における指導者の養成

(3)　社会教育関係団体との連携・協力

(4)　ボランティア活動を推進する機運の醸成

(5)　図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

(1)　・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

２　社会教育施設における学習機会の充実

(1)　学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発

(2)　社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3)　施設の特色と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

特に配慮すべき事項

(3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

＜公民館＞
・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

＜図書館＞
・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実

＜文化資料館＞
・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

＜天文館＞
・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

１　家庭の教育力の向上

(1)　豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実

(2)　基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進

(3)　親のＰＴＡ活動などへの積極的な参加と、ＰＴＡ活動の充実に向けた取組への支援

(4)　子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

(1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供

(2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

２　地域社会の教育力の向上

(1)　「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充

(2)　放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実

(3)　ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成

(4)　学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進

(5)　社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

(4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1　人権教育の推進

(1)　あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実

(2)　高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

(1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1　スポーツ活動の推進

(1)　ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進

(2)　スポーツを楽しめる環境づくりの推進

(3)　「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

(1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実

(2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1　文化財の保護と活用

(1)　長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図

（平成 29 年４月１日現在）

向日市教育委員会
〒617－8665　京都府向日市寺戸町中野 20 番地
ＴＥＬ（075）931－1111 ㈹　ＦＡＸ（075）931－2555
ＵＲＬ http://www.city.muko.kyoto.jp/

- 教育委員会
  - 教育長
  - 教育部
    - 教育総務課
    - 生涯学習課
      - 留守家庭児童会（各小学校）
      - 図　書　館 931-1181
      - 文化資料館 931-1182
      - 天　文　館 935-3800
      - 中央公民館 当分の間 休館
      - 地区公民館
        - 寺戸公民館 933-0031
        - 物集女公民館 921-0048
        - 森本公民館 933-0031
        - 鶏冠井公民館 921-0048
        - 上植野公民館 933-0031
      - 文化財調査事務所 931-9901
    - 学校教育課　学校教育係･学校保健係･指導係
      - 小学校
        - 向陽小学校 921-0250
        - 第２向陽小学校 932-1002
        - 第３向陽小学校 932-1003
        - 第４向陽小学校 933-3388
        - 第５向陽小学校 921-0001
        - 第６向陽小学校 934-0403
      - 中学校
        - 勝山中学校 921-1106
        - 西ノ岡中学校 922-4000
        - 寺戸中学校 934-5311

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方ならどなたでも借りることができます。

開館時間
・午前 10 時～午後６時
　開館時間以外の返却は、
　ブックポストをご利用ください。

休館日
・月曜日（休日のときは開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月１日/ただし、土・日・月のときは次の火曜日）
・特別整理期間（不定期）
・年末年始（12 月 28 日～１月４日）

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

開館時間
・午前 10 時～午後６時
　（入館は午後５時 30 分まで）

休館日
・月曜日
　（休日のときは開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月１日/ただし、土・日・月のときは次の火曜日）
・展示準備期間（不定期）
・年末年始（12 月 28 日～１月４日）

入館料　無料

天文館

天文館には、定員８０人のプラネタリウム室と口径４０㎝の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

開館時間
・午前９時 30 分～午後５時 30 分（入館は午後５時まで）

休館日
・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始（12 月 28 日～１月４日）

入館料　無料（プラネタリウムは有料）

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて	スクールホットライン	・教育委員会学校教育課内 ・月～金　8:30～17:15 ・931-6060（直通）
●小中学生自身の悩み 子育ての悩みについて	教育相談員	・教育委員会学校教育課内 ・水・木　10:00～11:50　13:00～14:50 ・お問い合わせは、931-1111（内線 803）
	スクールカウンセラー	・向陽小学校及び各中学校に配置 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に
●不登校児童生徒のための自立支援について	適応指導教室（ひまわり広場）	・向日市天文館内に開設（水～金　9:30～12:00） ・お問い合わせは、931-1111（内線 803）
●子どもの発達や障がいについて	通級指導教室	・向陽小学校、第３向陽小学校、第５向陽小学校、第６向陽小学校、勝山中学校に設置 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に
●障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について	教育支援委員会	・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に

古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の史跡等

●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約46mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。

●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800ｍで、京都府の文化的景観に選ばれています。

●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 98mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。

●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65m、高さ約 7mの円形をしています。

●元稲荷古墳

古墳時代前期の全長約 94mの前方後方墳で、国の史跡に指定されています。

●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。

●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、５月３日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。

●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。

●向日神社

養老２年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。

●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。

●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成４年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。

●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。

●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。

●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳で、国の史跡に指定されています。

●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。

●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。